評価委員会の審議スケジュール(予定)

日程	中期目標 (県が定めて法人に指示)	中期計画 (法人が作成して県が認可)	業務方法書 (法人が作成して県が認可)	役員報酬等 (法人が定めて県に届出)
第1回評価委員会 H18.11.2	審議 🛭	-	-	-
第2回評価委員会 H19.3.22	審議 🛭	審議D	審議 🛭	審議田
H19年4月	県が法人に意見照会 B		 法人が規程整備 G	法人が規程整備 🗓
				法人が県に届出 🗓
	法人が県に意見回答 B		法人が県に認可申請 🛭	県が評価委員会に通知 🛭
第3回評価委員会 H19年5月	審議 🛭	審議 D	審議匠	審議田
H19年6月	6月県議会に提出 🛕		県が認可 🕝 評価委員会が	
	県が法人に指示 C	法人が県に認可申請 🖸		評価委員会が県に意見申出 田
第4回評価委員会 H19年7月	_	審議 🖸	_	-
H19年7月		県が認可 🗷		

【地方独立行政法人法】

中期目標

- 〒25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、 これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- A 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、**評価委員会**の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
 - 第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり,及び同条第2項 第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。
 - 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
 - 4 公立大学法人に関する第26条第4項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第1項に定める事項」とする。

中期計画

- **匿** 第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- D 3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、**評価委員会**の意見を聴かなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 5 地方独立行政法人は,第1項の認可を受けたときは,遅滞なく,その中期計画を公表しなければならない。

業務方法書

- G 第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- - 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

役員の報酬及び退職手当

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条,次条及び第56条第1項において「報酬等」という。)は,その役員の 業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。
- **団** 2 **評価委員会**は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、 設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。